

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」 の改正案について

条例の制定経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）では、地方公共団体の責務として、個人番号の利用について国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを求めています。また、社会保障、税、災害対策の分野において、法で定める事務（以下「法定事務」といいます。）に加え、条例で個人番号を区独自で利用する事務（以下「区独自利用事務」といいます。）を定めることができることとされています。

そのため、区では、区民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、平成27年12月、区独自利用事務などを規定した「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、その後の条例の改正により、現在、17の区独自利用事務を定めています。

国の動向

国では、法に基づき、平成29年11月から、各機関が保有する個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）について、情報連携の本格運用を開始しています。最近では、いわゆるデジタル手続法（「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」）や「戸籍法の一部を改正する法律」などにおいて法の改正を行い、法定事務の範囲と情報連携できる情報の拡充を進めています。

改正の目的

このたび、令和元年5月に公布された「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等により、法の改正が行われ、法定事務の範囲と情報連携できる情報が改められました。

区では、一層の区民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、区独自利用事務と庁内の複数事務の間における情報連携について内容を拡充することとし、条例を改正します。

改正の概要

条例の別表第1において、すでに定めている1事務の内容を拡充します。

別表第2において、すでに定めている事務について、1事務の内容を拡充するとともに、あわせて、複数の事務において利用する特定個人情報について、追加・削除・内容の拡充を行います。

別表第3において、すでに定めている1事務について、照会・提供を行う特定個人情報の内容を拡充します。

別表第1 個人番号を区独自で利用する事務(抜粋)

事務	拡充する内容
外国人に対する生活保護に関する事務	進学準備給付金の支給に関する事務

別表第2 同一執行機関内で特定個人情報を利用する事務(抜粋)

1 内容を拡充する事務

事務	拡充する内容
子どものための教育・保育給付に関する事務	子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務

2 利用する特定個人情報の追加・削除・内容の拡充を行う事務

(1) 利用する特定個人情報を追加する事務とその特定個人情報

事務	特定個人情報
介護サービス利用者負担額の助成に関する事務	生活保護関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	介護保険関係情報
	外国人生活保護関係情報

(2) 番号法別表第2に定められたことにより、条例第4条第3項の規定と重複するため利用する特定個人情報を削除する事務とその特定個人情報

事務	特定個人情報
予防接種に関する事務	生活保護関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
子どものための教育・保育給付に関する事務	障害基礎年金支給関係情報

(3) 利用する特定個人情報の内容を拡充する事務とその特定個人情報

事務	特定個人情報	
	情報の区分	拡充する内容
児童福祉法に基づく障害児に関する事務	子ども・子育て支援法関係情報	子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報
身体障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務のほか20事務(注1)	生活保護関係情報	進学準備給付金の支給に関する情報
児童福祉法に基づく障害児に関する事務のほか31事務(注2)	外国人生活保護関係情報	進学準備給付金の支給に関する情報

別表第3 他執行機関との間で特定個人情報の照会・提供を行う事務(抜粋)

事務	特定個人情報	
	情報の区分	拡充する内容
日本スポーツ振興センターによる災害共済給付に関する事務	生活保護関係情報	進学準備給付金の支給に関する情報
	外国人生活保護関係情報	進学準備給付金の支給に関する情報

(注1) 生活保護関係情報を利用する全 21 事務

- ・身体障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務
- ・国民健康保険に関する事務
- ・知的障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務
- ・児童扶養手当に関する事務
- ・後期高齢者医療に関する事務
- ・感染症予防に関する事務
- ・心身障害者福祉手当の支給に関する事務
- ・心身障害者の医療費の助成に関する事務
- ・難病患者福祉手当に関する事務
- ・ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- ・杉並区高齢者住宅条例の入居者に関する事務
- ・保育所延長保育料の決定並びに保育所保育料及び保育所延長保育料の減免に関する事務
- ・高齢者等応急一時居室の入居者に関する事務
- ・介護サービス利用者負担額の助成に関する事務
- ・身体障害者の電話料助成に関する事務
- ・保育室保育料の決定に関する事務
- ・東京都難病患者等医療費助成に関する事務
- ・東京都重度心身障害者手当に関する事務
- ・東京都自立支援医療に関する事務
- ・都結核医療費の助成に関する事務
- ・知的障害者（児）位置探索システム事業の給付に関する事務

(注2) 外国人生活保護関係情報を利用する全 32 事務

- ・身体障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務
- ・国民健康保険に関する事務
- ・知的障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務
- ・児童扶養手当に関する事務
- ・後期高齢者医療に関する事務
- ・感染症予防に関する事務
- ・心身障害者福祉手当の支給に関する事務
- ・心身障害者の医療費の助成に関する事務
- ・難病患者福祉手当に関する事務
- ・ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- ・杉並区高齢者住宅条例の入居者に関する事務
- ・保育所延長保育料の決定並びに保育所保育料及び保育所延長保育料の減免に関する事務
- ・高齢者等応急一時居室の入居者に関する事務
- ・介護サービス利用者負担額の助成に関する事務
- ・身体障害者の電話料助成に関する事務
- ・保育室保育料の決定に関する事務
- ・東京都難病患者等医療費助成に関する事務
- ・東京都重度心身障害者手当に関する事務
- ・東京都自立支援医療に関する事務
- ・都結核医療費の助成に関する事務
- ・児童福祉法に基づく障害児に関する事務
- ・予防接種に関する事務
- ・地方税に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務
- ・国民年金に関する事務
- ・老人福祉法の福祉に関する事務
- ・母子及び父子並びに寡婦への支援に関する事務
- ・母子保健法による健康診査に関する事務
- ・介護保険に関する事務
- ・日本スポーツ振興センターによる災害共済給付に関する事務
- ・障害者総合支援法に関する事務
- ・子どものための教育・保育給付に関する事務